

令和2年度 朝日町感染症予防対策支援事業補助金交付要綱

(朝日町緊急経済対策関連)

(目的)

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている町内の法人又は個人事業者（以下「事業者」という。）の支援を図るため、事業者が新しい生活様式に対応することを目的に、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行うために要した経費に対し、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる事業者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する事業者で、業種別ガイドライン等に基づく「新しい生活様式への対応」に取り組む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、別紙「反社会的勢力排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約した者でなければ補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新しい生活様式への対応に係る別表1の経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業について、国や県、町等が助成する他の補助金等と重複する事業は補助対象経費としなない。

(補助事業の実施期間)

第4条 事業実施期間は、令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）から令和2年12月31日までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1事業者当たり30万円を上限とし、下限は2万円とする。ただし補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 この補助金は、同一申請者に対して1回に限り交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和3年1月15日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容と支払いを証する書類（領収書、請求書、契約書、納品書等）
- (2) 事業を実施したことを証する写真等
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の補助金交付申請書（兼実績報告書）の提出に当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入れ控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助対象者に補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

2 町長は、前項による交付決定に当たり、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 町長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、第6条の規定による申請をもって、規則第14条の規定による報告に代えるものとする。

(補助金額確定通知)

第9条 規則第15条の規定にかかわらず、第7条の規定による通知をもって、規則第15条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助対象者は、第7条第1項による補助金の交付決定及び額の確定の後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第3号)により町長に報告するとともに、速やかにこれを返還しなければならない。

(帳簿の備付け)

第11条 補助対象者は、補助金と対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度の終了後5年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年5月15日から適用する。

別表1（第3条関係）

○補助対象経費

経費区分	内 容
① 機械装置等費	飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費
② 衛生用品費	衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液等）を購入する経費
③ 広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費
④ 外注費	上記①から③に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。）

- 備考 1. 従業員人件費や物品の設置後に必要となるリース料、その他の維持管理経費は対象としない。
2. 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

朝日町長 鈴木 浩 幸 殿

申請者 住 所

事業所名

代表者名

印

電話番号

()

令和2年度 朝日町感染症予防対策支援事業補助金交付申請書（兼実績報告書）

令和2年度において、標記補助金の交付を受けたいので、朝日町感染症予防対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 申請者

フリガナ 名 称 (商号または屋号)	
主たる業種 (□印にレ点をつけてください)	<input type="checkbox"/> ①商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） <input type="checkbox"/> ②サービス業のうち宿泊業・娯楽業、 <input type="checkbox"/> ③製造業その他
常時使用する従業員数	人 ※常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入ください。

2 補助事業の概要

補助事業 の具体的 内容と、 必要性及 び効果	
補助事業の開始日・完了日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）から令和2年12月31日までの事業が補助事業の対象となります。

3 経費明細（補助対象経費および補助金交付申請額）

経費区分	内 容	経費内訳（単価×回数）	補助対象経費（税抜）
(1) 補助対象経費合計（下限2万円）			
(2) 補助金交付申請額（千円未満切捨て、上限30万円）			

※経費区分には、「①機械装置等費」から「④外注費」までの各費目を記入してください。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

朝日町長 殿

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、町民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、町民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

氏名 _____

印

様式第2号 (第7条関係)

朝総産発第 号
令和 年 月 日

補助対象者 殿

朝日町長 鈴木 浩 幸 ⑩

令和2年度 朝日町感染症予防対策支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり決定したので、朝日町補助金等の適正化に関する規則第6条及び令和2年度朝日町感染症予防対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

○交付決定額 円

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

朝日町長 鈴木 浩 幸 殿

申請者 住 所

事業所名

代表者名

電話番号

()

印

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和2年度朝日町感染症予防対策支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（要綱第7条による補助金確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

令和2年度 朝日町感染症予防対策支援事業補助金請求書

令和 年 月 日

朝日町長 鈴木 浩 幸 殿

申請者 住 所

事業所名

代表者名

⑩

請求金額 _____

振込口座

銀行等名 _____

支店名 _____

預金種類 普通 ・ 当座 _____

口座番号 _____

フリガナ
口座名義名 _____